

「地方自治体における情報システム（生活保護）の標準化等に向けた調査研究」 有識者検討会（第6回）

今年度の振り返り、全国意見照会結果及び次年度以降の予定について

アジェンダ

本日は以下の流れに沿って進めさせていただきたいと考えております。

1. これまでの検討会の振り返り
2. 継続検討事項について
3. 全国意見照会結果について
 - 結果概要
 - 主な意見と対応方針
4. 次年度以降の検討課題について
5. 次年度以降の検討スケジュールについて

1. **これまでの検討会の振り返り**
2. 継続検討事項について
3. 全国意見照会結果について
 - 結果概要
 - 主な意見と対応方針
4. 次年度以降の検討課題について
5. 次年度以降の検討スケジュールについて

今年度の検討会の開催実績

令和3年度は全6回に亘り有識者検討会を開催し、標準仕様書案の作成を進めてきた。

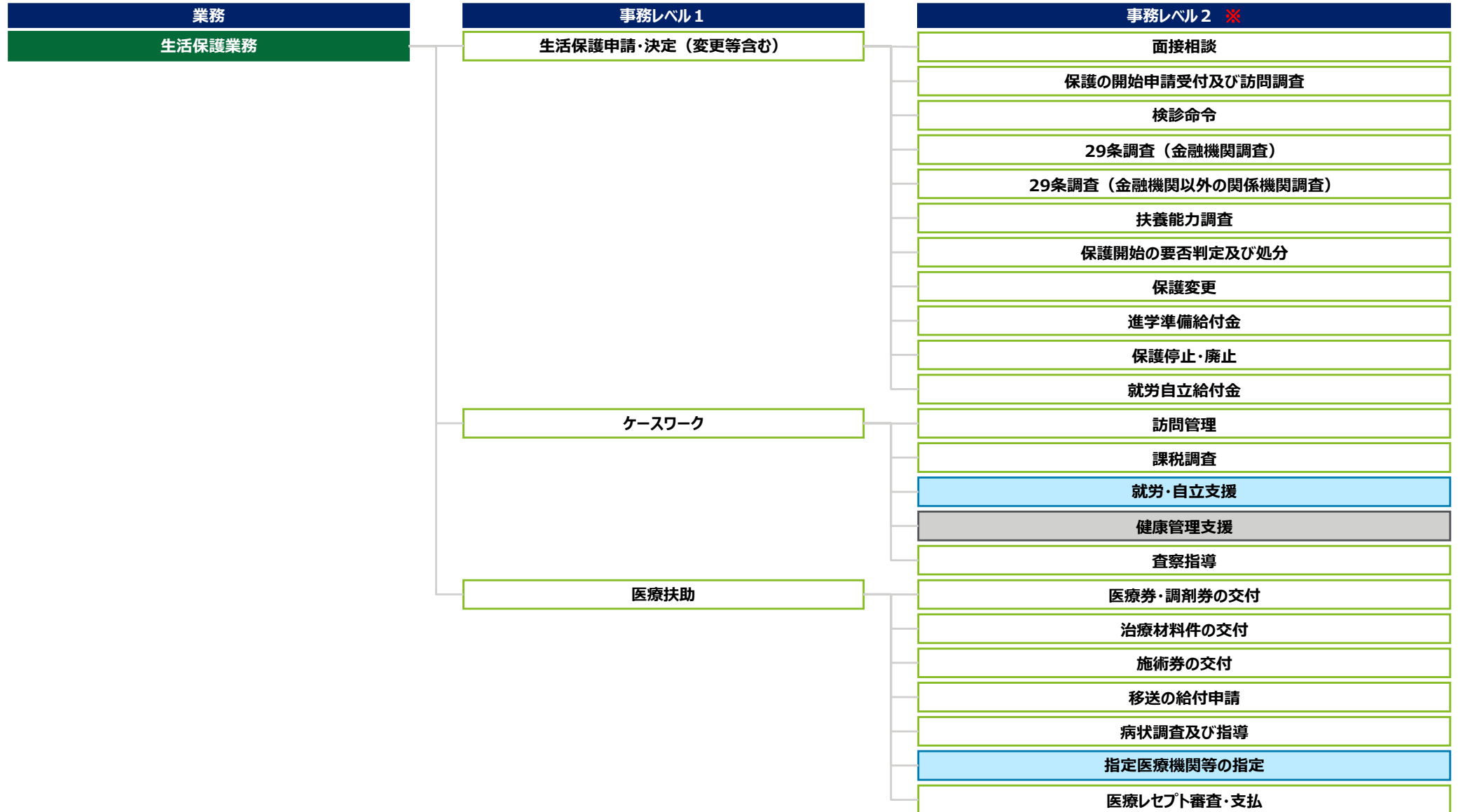
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	▼第1回検討会 (9月24日)	▼第2回検討会 (10月20日)	▼第3回検討会 (11月10日)	▼第4回検討会 (12月15日) ▼第5回検討会 (12月23日)		第6回検討会▼ (3月23日)	
たたき台の作成				意見照会		意見整理	
第1回検討会		第2回検討会		第3回検討会			
開催時期	2021年9月24日 10時～12時		2021年10月20日 9時～12時		2021年11月10日 14時～17時		
検討会の目的・ゴール	■ 検討の目的、進め方についての関係者の認識共有・合意形成		■ 地方自治体・ベンダーに意見照会する標準仕様書案の合意形成		■ 地方自治体・ベンダーに意見照会する標準仕様書案の合意形成		
議事	<ol style="list-style-type: none"> 開催要領 背景・目的 今後の進め方 たたき台作成方針 		<ol style="list-style-type: none"> 業務フロー、機能要件、帳票要件に関する協議 <ul style="list-style-type: none"> 生活保護申請・決定 (変更等含む) 「日常生活支援住居施設の対象者選定のためのシステムに関する調査研究事業」について 		<ol style="list-style-type: none"> 業務フロー、機能要件、帳票要件に関する協議 <ul style="list-style-type: none"> ケースワーク 		
		意見照会開始▼		▼意見照会終了・意見対応の実施			
第4回検討会		第5回検討会		第6回検討会 (本日)			
開催時期	2021年12月15日 9時～12時		2021年12月23日 9時～12時		2022年3月23日 9時～12時		
検討会の目的・ゴール	■ 地方自治体・ベンダーに意見照会する標準仕様書案の合意形成		■ 地方自治体・ベンダーに意見照会する標準仕様書案の合意形成		<ul style="list-style-type: none"> ■ 意見照会結果及び対応方針に関する合意形成 ■ 次年度検討課題に関する合意形成 		
議事	<ol style="list-style-type: none"> 業務フロー、機能要件、帳票要件に関する協議 <ul style="list-style-type: none"> 医療扶助 介護扶助 		<ol style="list-style-type: none"> 業務フロー、機能要件、帳票要件に関する協議 <ul style="list-style-type: none"> 経理 返還金・債権管理 共通機能 		<ol style="list-style-type: none"> 地方自治体への意見照会結果 次年度以降の検討課題 次年度以降の検討スケジュール 		
		※1				※1	

※1 帳票項目、レイアウトに関する協議を実施

標準化対象事務について（1/2）

第1回検討会の議論や制度趣旨、主要ベンダのパッケージ標準で定めている事務を踏まえ、標準化対象事務について整理を行った。その際、「健康管理支援」は様式の内容も含めて地方自治体の創意工夫による取組推進を期待したいことから対象外と整理し、「就労・自立支援」は地方自治体ごとの実装状況が著しく異なることから、事務全体をオプション機能として整理した。

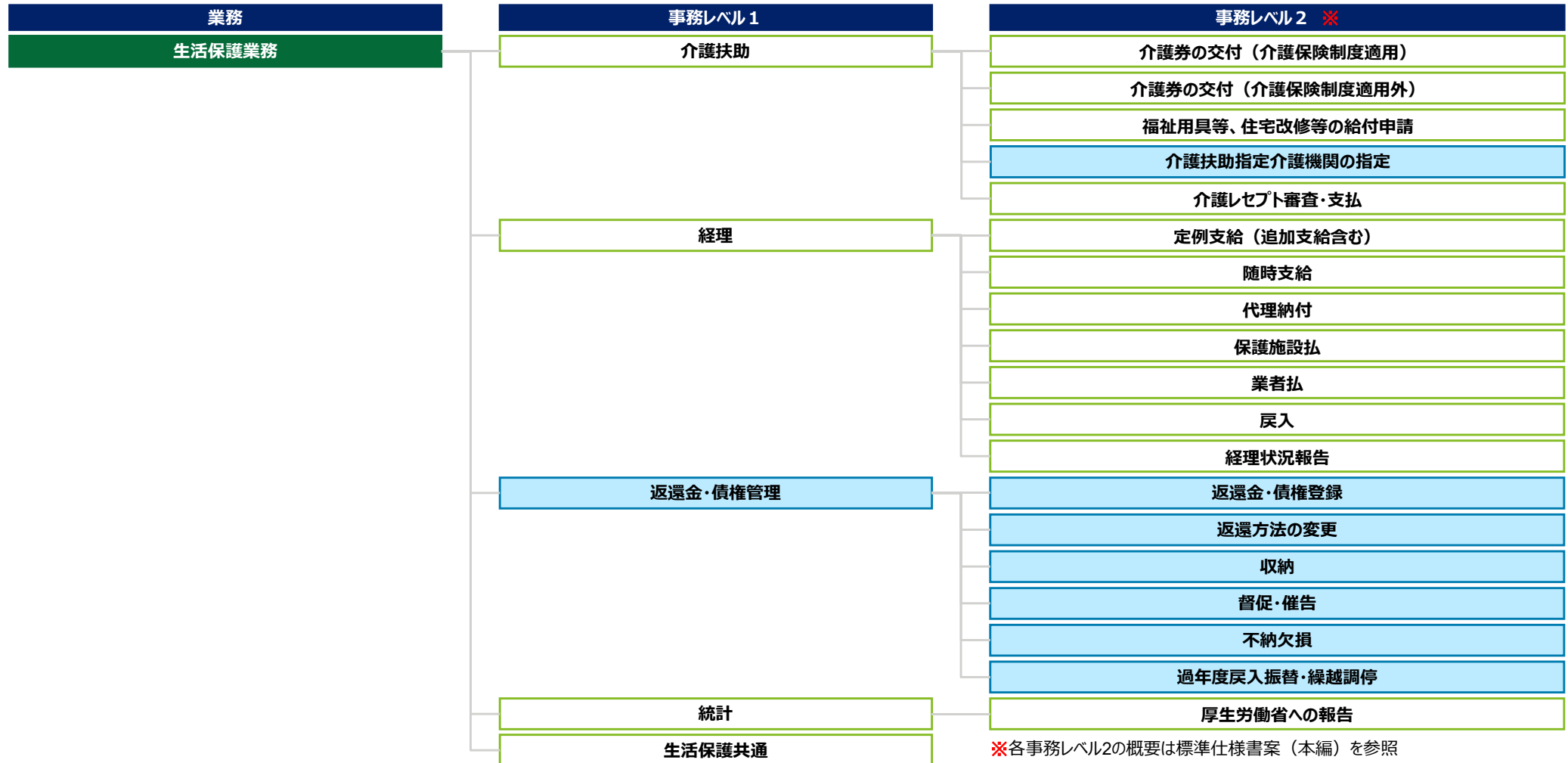
標準化対象として整理
標準化対象外として整理
標準化対象として整理しているが、機能・帳票要件はオプションとして整理



標準化対象事務について (2/2)

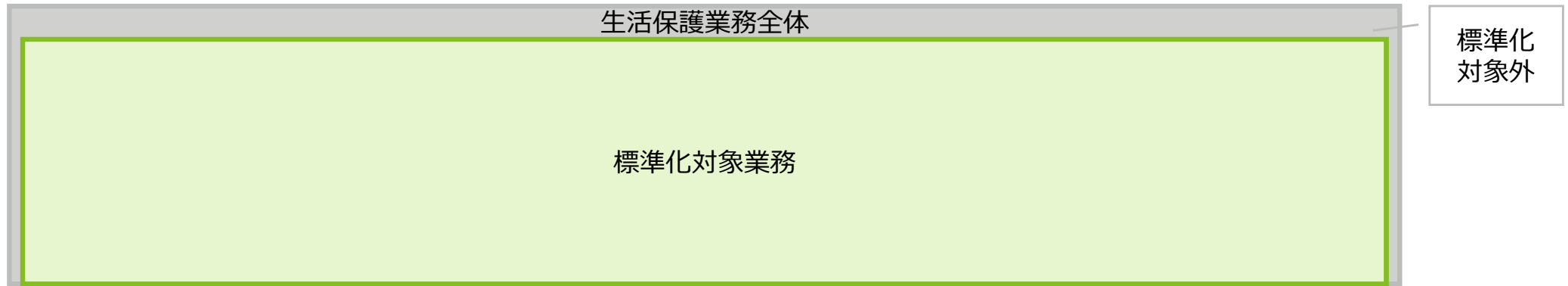
「返還金・債権管理」は地方自治体ごとの実装状況が著しく異なることから、事務全体をオプション機能として整理した。

標準化対象として整理
標準化対象外として整理
標準化対象として整理しているが、機能・帳票要件はオプションとして整理



機能・帳票要件の類型について

デジタル庁が示す方針を踏まえ、示した要件を下記3類型に分類。これらは標準仕様書に基づいて構築を行うベンダにとっての位置づけであることに留意。



機能・帳票要件の類型		位置づけ (対ベンダ)	地方自治体への影響
標準化 対象業務	実装すべき機能・帳票 (実装必須機能・帳票)	標準機能として実装必須。	すべての機能を利用できる。
	実装してもしなくても良い機能・帳票 (実装オプション機能・帳票)	実装任意。	ベンダが実装している場合は、利用できる。
	実装しない機能・帳票 (実装不可機能・帳票)	実装不可。	実装されていないため、利用できない。

調達時における機能・帳票要件の類型に関する留意点

関係省庁との調整の結果、調達時における機能・帳票要件の類型に関する留意点は以下のとおり。

- 地方自治体は標準仕様書において実装オプションと定義されている機能・帳票について、調達時に利用する機能を選択することができる
- 実装オプションについては、一部のベンダしか実装していない場合は、調達（契約）できるベンダも限られる（下表の場合において、ベンダCのパッケージ②は地方自治体Xの発注時の仕様を満たしていないため、調達できない。）

No.	標準仕様書の要件		地方自治体Xの発注時の仕様書	ベンダAの実装状況	ベンダBの実装状況	ベンダCの実装状況	
	機能要件・帳票要件A	実装必須				パッケージ①	パッケージ②
1	機能要件・帳票要件A	実装必須	●	実装済み	実装済み	実装済み	実装済み
2	機能要件・帳票要件B	実装オプション	●	実装済み	実装済み	実装済み	実装済み
3	機能要件・帳票要件C	実装オプション	●	実装済み	実装済み	実装済み	未実装
4	機能要件・帳票要件D	実装オプション	—	実装済み	未実装	未実装	未実装

⋮

第1～5回検討会における論点及び結果（第1回検討会）

第1回検討会では、ツリー図の構成や業務フローの作成粒度について議論を行い、以下のとおりの対応方針とすることで合意した。

№	対象事務	対象要件	論点	協議結果及び対応方針
1	全般	ツリー図	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ツリー図の構成、業務フロー作成の粒度について事務局案で問題ないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 検討会において特段の反対意見はなかったため、事務局案のとおりとすることとした。
2	返還金・債権管理全般	機能・帳票要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 返還金・債権管理に関する機能については、生活保護システムとは別のシステムで管理している自治体もあり、また自治体間でシステム化範囲・利用差異もあることから、すべてオプションと整理するが良いか。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 検討会の議論を踏まえ、すべてオプション機能と整理したうえで、全国意見照会の結果を踏まえ必須化を検討する必要がある場合は、再度検討を行う方針とした。 ※全国意見照会結果及び対応方針については本日説明予定（P38）

※P8～23の対応方針については、全国意見照会時点の標準仕様書案に反映した内容であることに留意。全国意見照会結果を踏まえた修正については、次年度以降、1.0版の公表に向けて反映予定。

第1～5回検討会における論点及び結果（第2回検討会）

第2回検討会では、「生活保護申請・決定（変更等含む）」「ケースワーク」に関する業務フロー、機能・帳票要件について議論を行い、以下のとおりの対応方針とすることで合意した。

№	対象事務	対象要件	論点	協議結果及び対応方針
1	保護の開始申請受付及び訪問調査	機能・帳票要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事前意見照会において、「初回訪問の日付を登録・管理できることが自治体の実務上、どのような効果が見込めるのか不明」という意見があったことを踏まえ、効果が見込めない場合は不要な機能・業務として削除するが良いか。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 検討会の議論を踏まえ、訪問管理機能は必要だが、初回訪問に限定した機能は不要であるということで合意したため、初回訪問日の登録・管理機能を削除することとした。
2	保護開始の要否判定及び処分・保護変更		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事前意見照会の結果を踏まえ、保護費の自動計算機能について要件種別を整理しているが、事務局案のとおりで良いか。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 検討会の議論や主要パッケージベンダーの対応状況を踏まえ、機能要件の再整理を行い、P10の最終整理案のとおりとすることとした。
3	課税調査	帳票詳細要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事前意見照会において、課税調査の機能要件の要件種別について意見が分かれており、また、自治体によっては実装が難しいところもあるといった意見がベンダー側からあったことも踏まえ、オプションとして位置づけることでどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 検討会の議論や主要パッケージベンダーの対応状況、デジタル庁との調整状況を踏まえ、業務フロー、機能要件の再整理を行い、P11の最終整理案のとおりとすることとした。
4	全般		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事前意見照会の結果を踏まえ、要（被）保護者から提出いただく帳票について、システム帳票とするが、自署を必須として住所の印字はシステム上選択できるようにすることで良いか。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 検討会において特段の反対意見はなかったため、左記のとおりとすることとした。

第1～5回検討会における論点及び結果（第2回検討会）

検討会の議論等を踏まえ、以下のとおり整理した。

機能要件

黒字：必須 | 青字：オプション |

※下記は「保護開始の要否判定及び処分」、「保護変更」事務内の該当する機能要件を列挙

■ 被保護者の世帯情報、個人情報及び収入情報を入力することにより、基準額、日割計算(期末一時扶助を除く)、加算の重複調整、基礎控除を考慮した保護費の計算ができること。

1. 基準生活費を選択（居宅、施設、入院等）でき、選択された基準で一類、加算額、二類、冬季、期末一時扶助額が認定できること。
2. 多人数世帯における一類額の逓減率計算ができること。
3. 別居している者の生活扶助二類の計算ができること。
4. 冬季加算特別基準の該当世帯について設定、認定ができること。
5. 施設入所者の生活扶助基準級地の自動設定・計算ができること。
6. 教育扶助認定の給食費は学校/学年単位に12カ月それぞれの月に基準額を設定できること。
7. 一類・二類、教育費について自動計算とは別に個別に追加で認定額を設定できること。
8. 住宅扶助は実際家賃と設定額の両方を管理し、実際家賃から認定額を計算・手修正できること。
また、簡易宿泊所等の日額認定が必要な場合でも管理ができること。
9. 住宅限度額の適用内容（一般基準、単身床面積別基準、特別基準、経過措置（期限ありなし）、大学世帯分離のため減額しない者）について登録することができること。
10. 個人に対し複数の就労収入、就労形態（常勤、不安定就労など）及び就労日数を登録・修正・削除・照会できること。
11. 就労収入の複数月平均を計算する際には、月ごとの実額(収入額・社会保険料等)を入力し算出できること。
12. 賞与認定において、分割して認定ができること。また、分割した額をあらかじめ登録・修正・削除・照会ができ、分割した額が変更となる場合、自動的に認定変更ができること。
13. 収入認定額から必要経費(社会保険料、交通費等)を控除する際は、世帯員単位に設定ができること。
14. 就労収入等について翌月以降への収入充当ができること。
15. 介護保険料を代理納付する場合、収入充当を行わない、あるいは、収入充当順位を下げ代理納付を優先することができること。
16. 本人支払額が保護決定で設定・変更された場合、振り分け先が世帯で一箇所であれば、本人支払額の自動設定・変更が行えること。
17. 本人支払額の支払先を複数設定できること
18. 本人支払額を振り分ける際に、保護決定で発生した本人支払額と齟齬がある場合、警告表示を行うことができること。警告表示を確認後に本人支払額を登録できないように、制御できること。
19. 本人支払額に変更がない場合は前月と同額を自動割り当てできること
20. 救護施設入所者の入退所の日割計算ができること。
21. 1ヶ月以内の入退院、入退所の日割計算に対応できること。
22. 日常生活支援住居施設の認定および日割計算ができること。対象者の状況により満額認定か、7割認定か、5割認定かが変わるような場合は手計算により修正できること。
23. 個人に対し複数の年金・手当・給付金・加算をそれぞれ登録できること。
24. 加算の重複調整は自動でできること。
25. 未成年者控除や、基礎控除の一人目、二人目などが正しく入力されるよう、事前にチェックが行えること。
26. 通常の保護決定の収入充当・自己負担金・日割計算などに全く影響のない、独立した一時扶助の認定が行えること。
27. 保護施設起案について、複数月にまたがる変更が発生した際に、各月で算定した保護費単位に支給方法、支給先を設定できること
28. 保護施設を設定することで、該当する保護施設の事務費単価が自動反映されること。月の途中で退所する場合は、満額認定または日割計算による支給ができること。
29. 入院・入所による保護費の累積に伴う一時的な支給停止処理ができること。
30. 家賃、一時扶助などの限度額があるものについては、保護決定時に限度額のチェックができること。
31. 保護決定計算時に、論理チェック機能にて事前にチェックができること。
32. 他法情報と加算情報の論理チェックが行えること。
33. 変更前、変更後における保護費の根拠を示せること。

第1～5回検討会における論点及び結果（第2回検討会）

検討会の議論等を踏まえ、以下のとおり整理した。

機能要件

● 課税調査に係る機能要件の種別について

【該当機能】

■ 課税情報の取り込みに係る機能

- 所得連携データを年次あるいは月次にて生活保護システムに取り込むことができること。
- 調査対象期間の年月を指定する事により、生活保護システムに登録されている収入認定額が一覧で確認できること。

■ 突合結果の確認に係る機能

- 生活保護システムに登録されている収入認定額と所得連携データから取り込んだ課税情報の突合ができること。突合した結果は各世帯のケース記録等へ自動・手動で登録・修正・削除・照会できること。
- 収入認定額と課税情報を突合した結果・差分について一覧で確認できること。

第1～5回検討会における論点及び結果（第3回検討会）

第3回検討会では第2回検討会に続き、「生活保護申請・決定（変更等含む）」「ケースワーク」に関する業務フロー、機能・帳票要件、また、同事務に関する帳票詳細要件、レイアウトについて議論を行い、以下のとおりの対応方針とすることで合意した。

№	対象事務	対象要件	論点	協議結果及び対応方針
1	訪問管理	機能・ 帳票要件	<p>✓ ケース診断会議に関する機能や27条指導指示書は、訪問管理の事務に位置づけるものではないのではないか。</p> <p>※検討会での構成員からの発言を踏まえ議論を実施</p>	<p>➤ 検討会の議論を踏まえ、ケース診断会議、援助方針に関する機能・帳票（27条指示書を含む）は特定の事務に紐づくものではないため、共通機能側で整理することとした。</p>
2			<p>✓ 事前意見照会の結果を踏まえ、訪問管理の機能要件について要件種別を整理しているが、事務局案のとおりで良いか。</p>	<p>➤ 検討会の議論を踏まえ、改めてベンダーに現状実装している管理項目をヒアリングし、P15の最終整理案のとおり、主要パッケージベンダーにおいて設けている管理項目は全て必須機能として定義することとした。</p> <p>➤ また、検討会の議論を踏まえ、管理項目に電話連絡・庁内面接の日を追加することとした。</p>
3	査察指導		<p>✓ 事前意見照会の結果を踏まえ、査察指導の機能要件について要件種別を整理しているが、事務局案のとおりで良いか。</p>	<p>➤ 検討会の議論を踏まえ、改めてベンダーに現状実装している管理項目をヒアリングし、P16の最終整理案のとおり、主要パッケージベンダーにおいて設けている管理項目は全て必須機能として定義することとした。</p>
4			<p>✓ 査察指導員からケースワーカーへの指示期限が過ぎたもの等について、アラートが上がるような機能が必要ではないか。</p> <p>※検討会での構成員からの発言を踏まえ議論を実施</p>	<p>➤ 検討会の議論を踏まえ、ベンダーにヒアリングした結果、各社で実装方法は異なるものの、指示期限等を表示することは可能であるため、以下のとおり実装方法は問わない方針で機能要件を追加することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 担当ケースワーカーが指示内容・指示期限を確認できること。

第1～5回検討会における論点及び結果（第3回検討会）

第3回検討会では第2回検討会に続き、「生活保護申請・決定（変更等含む）」「ケースワーク」に関する業務フロー、機能・帳票要件、また、同事務に関する帳票詳細要件、レイアウトについて議論を行い、以下のとおりの対応方針とすることで合意した。

№	対象事務	対象要件	論点	協議結果及び対応方針
5	就労・自立支援	機能・帳票要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事前意見照会の結果を踏まえ、就労・自立支援の機能要件について要件種別を整理しているが、事務局案のとおりで良いか。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 検討会の議論を踏まえ、ベンダーにヒアリングした結果、システムを利用している自治体が少なく、またベンダーの実装状況も異なるため、全てオプション機能と整理することとした。
			<ul style="list-style-type: none"> ✓ 就労支援による保護費の削減額（収入充当額）をシステムで確認できる機能が必要ではないか。 ※検討会での構成員からの発言を踏まえ議論を実施 	
7	29条調査	帳票詳細要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事前意見照会の結果を踏まえ、29条調査依頼書について、「課税」と「固定資産税」は別々の帳票として定義するのが望ましいと考えるが、いかがか。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 検討会の議論を踏まえ、29条調査（課税）と29条調査（固定資産）の様式を統一して運用する場合は、29条調査（その他）を利用することと整理した。 ➤ また、その他の29条調査関連の帳票についても、検討会の議論踏まえ、P17のとおり、調査種類ごとに様式を統一することとした。
			<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事前意見照会の結果を踏まえ、29条調査回答書について、以下項目をオプション項目として整理するが良いか。 • 起案年月日 • 担当者 • 民生委員氏名 	

第1～5回検討会における論点及び結果（第3回検討会）

第3回検討会では第2回検討会に続き、「生活保護申請・決定（変更等含む）」「ケースワーク」に関する業務フロー、機能・帳票要件、また、同事務に関する帳票詳細要件、レイアウトについて議論を行い、以下のとおりの対応方針とすることで合意した。

№	対象事務	対象要件	論点	協議結果及び対応方針
9	29条調査 (続き)	機能要件	<p>✓ 29条調査依頼書・回答書「担当者」の欄について、担当者が複数いるため、選択できるようにする必要があるのではないか。</p> <p>※検討会での構成員からの発言を踏まえ議論を実施</p>	<p>➤ 検討会の議論を踏まえ、ベンダーにヒアリングした結果、調査種類ごとに担当者が変わる場合があるという実態を踏まえ、以下のとおり、担当者を選択して印字できる機能を追加することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 帳票に担当者氏名を印字できる場合は、選択した担当者の氏名を印字できること。
10		帳票詳細要件	<p>✓ 29条調査関連の同意書について、調査先から同意書に記載の調査事項では不足しているため回答できないと指摘されることがある（特に年金）ため、調査事項は編集可能とする必要があるのではないか。</p> <p>※検討会での構成員からの発言を踏まえ議論を実施</p>	<p>➤ 検討会の議論を踏まえ、調査事項の内容を編集可能な印字項目として定義することとした。</p>
11		帳票レイアウト	<p>✓ 29条調査関連の同意書について、依頼書、回答書は世帯単位で印字しているため、同意書についても連名の様式にする必要があるのではないか。</p> <p>※検討会での構成員からの発言を踏まえ議論を実施</p>	<p>➤ 検討会の議論を踏まえ、様式の変更可否について検討することとした。</p> <p>※検討結果については本日説明予定（P25を参照）</p>

第1～5回検討会における論点及び結果（第3回検討会）

検討会の議論等を踏まえ、以下のとおり整理した。

● 訪問管理に係る機能要件について

黒字：必須 | 青字：OP

訪問計画の 策定機能

- ①被保護世帯に対して、訪問計画を登録・修正・削除・照会できること。
- 【管理項目】
- ・担当者
 - ・訪問年月
 - ・訪問格付け
 - ・メモ
 - ・査察指導員名等

訪問計画表の 作成機能

- ①以下の帳票を作成できること。
 - ・年間訪問計画表
 - ・月間訪問計画表
 - ・ケース訪問計画表
- ②訪問計画に係る情報について一覧で確認できること。

訪問実績の 登録機能

- ①登録した訪問計画に対する実績を登録・修正・削除・照会できること。
- 【管理項目】
- ・電話連絡の日時
 - ・庁内面接の日時
 - ・訪問日時
 - ・結果（面会の有無）
 - ・訪問先（居宅、病院、施設等）
 - ・査察指導員同行有無
 - ・家庭訪問種別（定例、臨時）
 - ・訪問目的
 - ・訪問対象（被保護者、扶養義務者、関係機関）
 - ・面談者等
- ②訪問計画／実績データの集計が行えること。
 - ③査察指導にて出力する帳票（査察指導台帳）に訪問実績が反映されること。
 - ④訪問実績登録に併せて、収入申告書、求職活動報告書、資産申告書の受理状況を登録し確認できること。
 - ⑤ケース記録を登録することで訪問実績への反映または訪問実績を登録することでケース記録への反映ができること。

必要書類の 作成機能

- ①以下の帳票を作成できること。
 - ・ケース記録票
- ②訪問により把握した住所、電話番号等の変更情報を一覧で確認できること。

第1～5回検討会における論点及び結果（第3回検討会）

検討会の議論等を踏まえ、以下のとおり整理した。

● 査察指導に係る機能要件について

黒字：必須 | 青字：OP

査察指導情報 登録機能

- ①以下の情報の登録・修正・削除・照会ができること。
【管理項目】
- ・各ケースに対する援助方針
 - ・ケースワーカーへの指示内容
 - ・指示を踏まえた対応内容
 - ・指示日
 - ・対応日
 - ・対応確認日
 - ・回答期限日
- 等
- ②予め設定した様々な条件で対象世帯を抽出できること。
- ③対象世帯への指摘事項を一括して登録し、担当ケースワーカーへ通知ができること。
- ④担当ケースワーカーが指示内容・指示期限を確認できること。
- ⑤ケース診断会議の内容、結果、資料等を履歴で管理でき、各情報を出力できること。

査察指導台帳 作成機能

- ①以下の帳票を作成ができること。
- ・査察指導台帳
- ②査察指導に関する情報を一覧で確認できること。

指導実施 に係る機能

- ①以下の項目について登録・修正・削除・照会ができること。
【管理項目】
- ・申請・開始理由
 - ・廃止理由
 - ・申請経路（申請・職権）
 - ・決定状況（未、済）
 - ・世帯類型
 - ・訪問実績
 - ・費用区分（市費・都費）
 - ・担当者
 - ・世帯主名
 - ・申請・開始決定・廃止日
 - ・法定処理期限
- 等
- ②以下の項目について登録・照会ができること。
【管理項目】
- ・ケースNo.
 - ・決定内容（開始、却下、廃止）
 - ・決定日
 - ・稼働の有無
 - ・非稼働収入の有無
- 等
- ③以下の項目について照会できること。
【管理項目】
- ・年齢
 - ・生年月日
 - ・性別
- 等
- ④査察指導員からの指示を表示できること。
- ⑤世帯ごとに備忘録の登録・修正・削除・照会ができること。

結果登録機能

- ①査察指導員からの指摘事項に対する回答が登録・修正・削除・照会できること。

結果登録後帳票 作成機能

- ①以下の帳票を作成ができること。
- ・査察指導台帳
 - ・訪問計画兼査察指導確認票
- ②査察指導に関する情報を一覧で確認できること。

査察指導状況確 認機能

- ①指導・指示および回答状況について一覧で確認できること。
- ②確認済のチェックが行えること。

第1～5回検討会における論点及び結果（第3回検討会）

検討会の議論等を踏まえ、29条調査に関連する帳票（依頼書、回答書）は地方自治体ごとに様式の中身や単位が異なり、また調査先も多岐に渡るため、システム化帳票として扱うべき帳票を調査種類ごとに整理（共通レイアウト化）することとした。

◆ 整理の考え方

- ✓ ①は、調査先機関と調査事項及び様式の合意があるため、法令・通知等で定められた様式を使用するものとします。
- ✓ ②は、調査先機関と調査事項及び依頼書様式は合意があるため、依頼書については法令・通知等で定められた様式を使用するものとします。様式の合意がない回答書は新たに個別の様式を設ける整理とします。
- ✓ ③は、調査先機関と調査事項及び回答書様式の合意があるため、回答書については法令・通知等で定められた様式を使用するものとします。様式の合意がない依頼書は④の依頼書を用いる整理とします。（調査内容に応じて、印字する調査項目を分けるようにする整理）
- ✓ ④は、調査先機関と調査事項の合意があるものの、様式の合意がある帳票ではないため、依頼書については統一した様式を新たに設け、回答書様式については調査項目が調査先機関ごとに異なっているため、調査先機関ごとに設ける整理とします。
- ✓ ⑤は、調査先機関と調査事項及び様式の合意はないものの、現場で必要な帳票と判断し、「その他」の帳票として個別に依頼書及び回答書を設け、様式自体は統一するものとします。なお、④に該当する調査に用いる帳票を1つの様式として利用したい場合は（課税と固定資産に関する調査を1つの様式で実施したい等）、⑤の様式を使用する整理とします。

29条調査の種類		様式・運用の整理結果
調査先機関と調査事項の合意がある	調査先機関と様式の合意がある	① 生命保険一括 <ul style="list-style-type: none"> • 依頼書及び回答書は法令・通知等で定められた様式を使用する。
	一部様式の合意がある	② 銀行本店一括 <ul style="list-style-type: none"> • 依頼書は法令・通知等で定められた様式を使用する。 • 回答書は個別の様式を設け、使用する。
	様式の合意がない	③ 年金 <ul style="list-style-type: none"> • 依頼書は④の種類と同じ様式の依頼書を使用する。 • 回答書は法令・通知等で定められた様式を使用する。
	④ ハローワーク、課税、自動車、固定資産、銀行支店・その他金融	<ul style="list-style-type: none"> • 依頼書の様式は共通のものを使用する。 • 回答書は調査先機関ごとに様式を設け、使用する。
合意がない	⑤ その他（保険・共済、年金担保、証券、借財・借金、その他）	<ul style="list-style-type: none"> • 依頼書及び回答書は共通のものを使用する。ただし、調査事項については、任意の調査事項を印字できるようにする。 ※調査先機関及び調査事項を統一して1つの様式で送付したい場合は、当該様式を使用する。（例：課税と固定資産の調査を1つの様式で実施したい等）

第1～5回検討会における論点及び結果（第4回検討会）

第4回検討会では、「医療扶助」「介護扶助」に関する業務フロー、機能・帳票要件、また、同事務及び「生活保護申請・決定（変更等含む）」に関する帳票詳細要件、レイアウトについて議論を行い、以下のとおりの対応方針とすることで合意した。

№	対象事務	対象要件	論点	協議結果及び対応方針
1	病状調査及び指導	機能・帳票要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事前意見照会の結果を踏まえ、「ジェネリック通知書データの読込」「医療費通知書等の作成」については、オプションとして整理するが良いか。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 検討会において特段の反対意見はなかったため、左記のとおりとすることとした。
2	医療券・調剤券の交付		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事前意見照会の結果を踏まえ、「本人支払額の登録」に係るチェック機能について、保護決定における「本人支払額の総額」と「内訳の合計」に齟齬を生じさせないために必要な機能であるため、保護開始・保護変更側の機能として整理するが良いか。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 検討会において特段の反対意見はなかったため、左記のとおりとすることとした。
3	介護券の交付 (介護保険制度適用外)		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事前意見照会の結果を踏まえ、保険制度適用外の認定に係る機能要件については、すべての機能を必須として整理するが良いか。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 検討会において特段の反対意見はなかったため、左記のとおりとすることとした。
4	医療券・調剤券の交付	帳票詳細要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事前意見照会において、要否意見書関連の帳票について「意見を求める医療の開始年月日を項目追加してほしい」との意見があったが、現場運用の観点から必要か。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 検討会において、「医療の開始年月日」は必要であるということ合意し、また、以下のとおり福祉事務所の記載欄の本文中に印字箇所を追加することとした。 <ul style="list-style-type: none"> ・（年月日以降の）（氏名）（歳）に係る医療の要否について意見を求めます。

第1～5回検討会における論点及び結果（第4回検討会）

第4回検討会では、「医療扶助」「介護扶助」に関する業務フロー、機能・帳票要件、また、同事務及び「生活保護申請・決定（変更等含む）」に関する帳票詳細要件、レイアウトについて議論を行い、以下のとおりの対応方針とすることで合意した。

#	対象事務	対象要件	論点	協議結果及び対応方針
5	介護レセプト審査・支払	業務フロー	<ul style="list-style-type: none"> 過誤調整について、「介護保険の被保険者でない被保護者」であれば公費10割負担となり、その場合は生活保護の担当部局が国保連と直接調整するような業務フローとする必要があるのではないか。 <p>※検討会での構成員からの発言を踏まえ議論を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 検討会の議論を踏まえ、介護保険の被保険者か否かで後続の業務を分岐させるように、業務フローを修正することとした。

第1～5回検討会における論点及び結果（第5回検討会）

第5回検討会では、「経理」「返還金・債権管理」「統計」に関する業務フロー、機能・帳票要件、また、同事務及び「生活保護申請・決定（変更等含む）」「ケースワーク」の帳票詳細要件、レイアウト及び生保共通機能の機能・帳票要件について議論を行い、以下のとおりの対応方針とすることで合意した。

№	対象事務	対象要件	論点	協議結果及び対応方針
1	随時支給	機能・ 帳票要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事前意見照会において、「随時支給」の機能要件について、「窓口支給以外の支給方法も必要ではないか」という意見をいただいたが、随時支給において、口座振替・書留を行うケースはあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 検討会において、随時支給の場合も口座振替・書留で支給するケースがあるということで合意したため、P22のとおり、業務フローを修正することとした。 ➤ また、ツリー図の説明文を「実施機関で定めている定期的な締め日とは別に処理した保護費の支払（窓口・口座・書留）を行う」に変更することとした。
2	定例支給（追加支給含む）		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事前意見照会の結果を踏まえ、生活保護システムから直接金融機関へ連携する口座振替依頼データのフォーマットについては、「全銀協フォーマット」を指定した要件とするが良いか。 	
3	保護開始の要否判定及び処分・保護変更	帳票詳細 要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事前意見照会の結果を踏まえ、「保護決定通知書」の帳票詳細要件について整理しているが、事務局案のとおりで良いか。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 検討会の議論を踏まえ、「保護の種類及び程度」の欄について、被保護者・ケースワーカー双方にとっての分かりやすさの観点から、「決定した額」の上に「最低生活費」の欄を追加することとした。
4	医療扶助・介護扶助全般		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事前意見照会の結果を踏まえ、医療券・調剤券、治療材料券、各種施術券、介護券の帳票について、「指示番号」を削除し、「交付番号」に統合するが良いか。 	

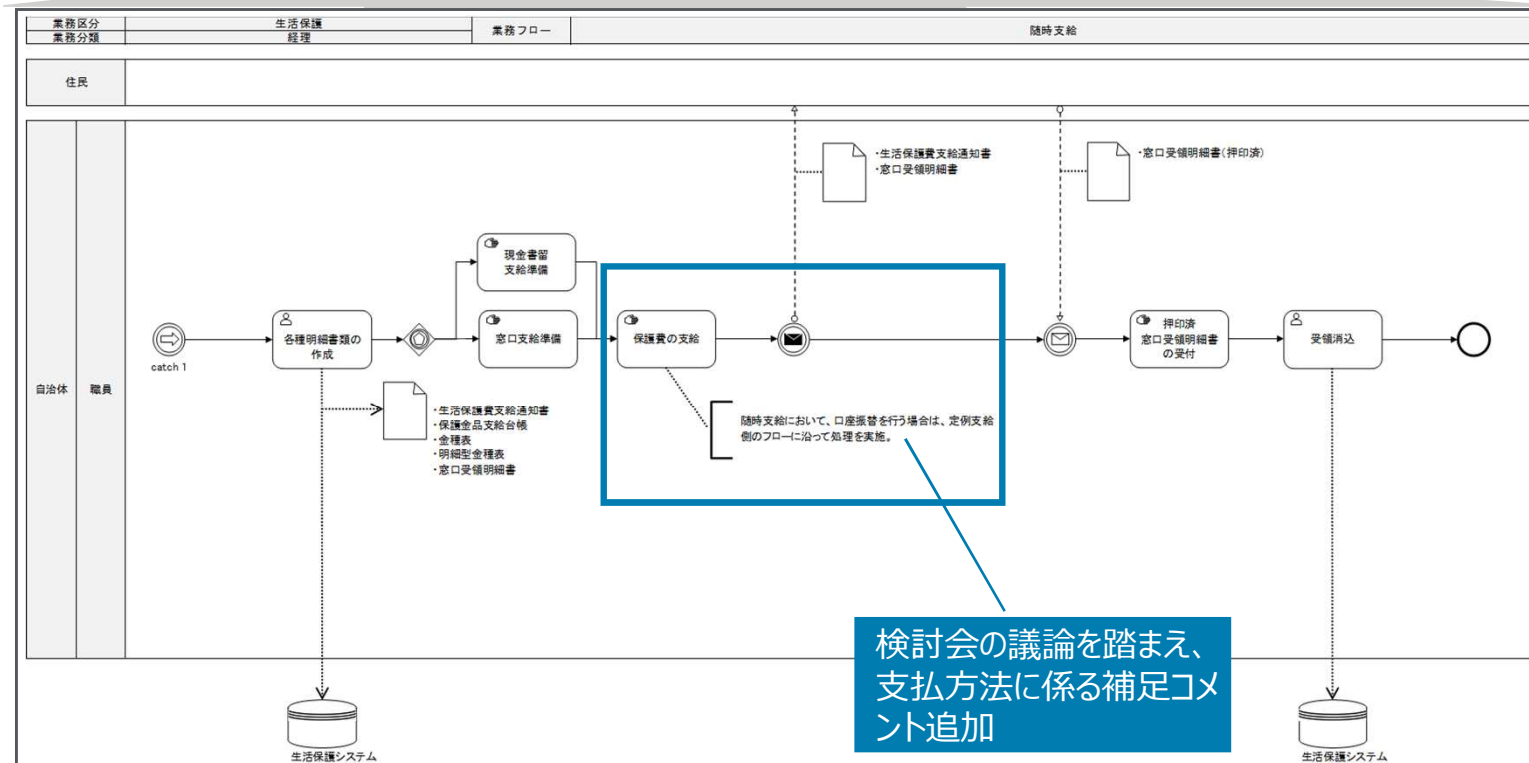
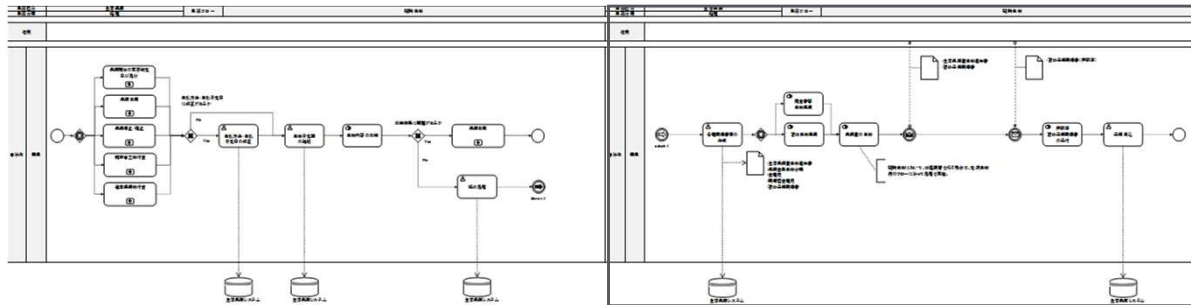
第1～5回検討会における論点及び結果（第5回検討会）

第5回検討会では、「経理」「返還金・債権管理」「統計」に関する業務フロー、機能・帳票要件、また、同事務及び「生活保護申請・決定（変更等含む）」「ケースワーク」の帳票詳細要件、レイアウト及び生保共通機能の機能・帳票要件について議論を行い、以下のとおりの対応方針とすることで合意した。

#	対象事務	対象要件	論点	協議結果及び対応方針
5	医療券の交付	帳票詳細要件	✓ 事前意見照会において、要否意見書の嘱託医意見記入欄に、「1.承認 2.不承認 3.本庁協議」をプレ印字するが良いか。加えて、「（詳細意見）」という文言を（ ）をプレ印字として追加するが良いか。	➤ 検討会の議論を踏まえ、P23のとおり、左記の対応に加え、意見書の承認期間をプレ印字することとした。

第1～5回検討会における論点及び結果（第5回検討会）

検討会の議論等を踏まえ、随時支給のフローにおける「保護費の支給」作業に支払方法に係る補足コメントを追加。



第1～5回検討会における論点及び結果（第5回検討会）

検討会の議論等を踏まえ、要否意見書の嘱託医の意見欄にプレ印字の文言を追加。

様式番号

入院・外来 医療要否意見書

地区名称 ケース番号 世帯員番号

※ 診療種別 ※ 新規・継続 (単給・併給) ※ 受理年月日 年 月 日

住所 カナ氏名 生年月日

(年 月 日以降の)(氏名) (歳)に係る

医療の要否について意見を求めます。

医療機関名称 自治体名称 年月日 印

院(所)長殿 氏名

医療機関コード

傷病名又は部位	(1)	初診年月日	(1)	転帰 継続の とき記入	年月日
	(2)		(2)		
	(3)		(3)		

治癒 死亡 中止

(今後の診療見込に関連する臨床諸検査結果等を記入してください。)

主要症状及び今後の診療見込

治療見込期間	入院外	か月 日間	概算医療費	(1)今回診療日 以降1ヶ月間	(2)第2か月日以降 6か月まで	福祉事務所への連絡事項	
	入院	期間		か月 日間	円		円
		(予定) 年月日		年 月 日	円		円

上記のとおり1 入院外 2 入院)医療を(1 要する 2要しない)と認めます。

宛先自治体名称 宛先役職名 要否意見回答年月日

宛先氏名 敬称

指定医療機関の所在地及び名称
院(所) 長
担当医師(診療科名)

※ 嘱託医の意見

1 承認 2 不承認 3 本庁協議
期間(月) 1 2 3 4 5 6
(詳細意見)

※地区担当員名 要否意見書発行番号

QRコード・バーコード

※発行年月日	年 月 日	診療料・検査料請求書
※受理年月日	年 月 日	請求年月日
宛先自治体名称	宛先役職名	敬称
宛先氏名		
指定医療機関の所在地及び名称 指定医療機関の長又は開設者氏名		
下記のとおり請求します。		
この券による 診察年月日	年 月 日	※受診者氏名 (歳)
請求額	診察料 初・再点 (検査名)	
	合計	点 円 ※社保等負担額 円 差引計 円

※発行取扱者

検討会の議論を踏まえ、要否意見書の嘱託医の意見欄にプレ印字の文言を追加

1. これまでの検討会の振り返り
2. **継続検討事項について**
3. 全国意見照会結果について
 - 結果概要
 - 主な意見と対応方針
4. 次年度以降の検討課題について
5. 次年度以降の検討スケジュールについて

継続検討事項について（29条調査関連の同意書）

第5回検討会において継続検討事項としていた、29条調査関連の「同意書」については、制度的な観点から踏まえて検討した結果、連名の様式には変更しないこととする。

● 29条調査関連の同意書の帳票の印字について

✓ 本人同意欄（①）について、「依頼書、回答書は世帯単位で印字しているため、同意書についても連名の様式にしてほしい」との意見があったが、以下の理由から、**連名の様式には変更しないこととする。**

➤ 当同意書は世帯主が世帯を代表して同意書を提出する前提となっており（※）、**世帯員全員から同意書をとる必要がない**

※「生活保護法第29条に基づく年金の支給状況等に関する調査委託に関する協力依頼について」（平成18年3月31日社援保初第0331011号社会・援護局保護課長通知）（抄）

生活保護は世帯単位で決定しており（生活保護法第10条）、生活扶助や住宅扶助については世帯主又はこれを準ずる者を介して世帯員へ給付を行っている（同法第31条第3項及び第33条第4項）ことから、**世帯主が世帯を代表して同意書を提出することとしており、世帯員個別の署名や押印がなくても世帯員も同意していること。**

様式番号

同意書

生活保護法(以下「法」という。)による保護の決定若しくは実施又は法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員(以下「私等」という。)の以下に掲げる事項につき、貴福祉事務所が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等(以下「官公署等」という。)に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主、その他の関係人(以下「銀行等」という。)に報告を求めることに同意します。

また、貴福祉事務所の調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

- ・ 氏名及び住所又は居所
- ・ 資産及び収入の状況(生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。)
- ・ 健康状態
- ・ 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況
- ・ 支出の状況

※保護廃止後は、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。

年 月 日

① 住所

氏名

宛先自治体名称 宛先役職名

宛先氏名 敬称

QRコード・バーコード

1. これまでの検討会の振り返り
2. 継続検討事項について
3. **全国意見照会結果について**
 - **結果概要**
 - **主な意見と対応方針**
4. 次年度以降の検討課題について
5. 次年度以降の検討スケジュールについて

全国意見照会の結果概要（1/2）

1. 概要

生活保護システム標準仕様書の作成に向けて、自治体システム等標準化検討会においてとりまとめられた標準仕様書案に対して、全国の都道府県・市区町村に意見照会を実施した。

2. 照会期間

1月17日（月）～2月15日（火）

3. 意見提出をした団体数

合計177団体。内訳は以下のとおり。

- 都道府県 20団体
- 政令指定都市 17団体
- 中核市 29団体
- 特別区 15団体
- 市 92団体
- 町村 2団体
- ベンダー 2団体

（自治体数は【回答票】団体・担当情報の集計結果）

4. 意見数

合計3,832件。内訳は右表のとおり。

事務名	意見数				
	機能・帳票要件	帳票詳細要件	帳票レイアウト	その他	
管理ID凡例	機-XXXX	詳-XXXX	レ-XXXX	そ-XXXX	
生活保護申請・決定 (変更等含む)	905件	243件	239件	316件	
ケースワーク	95件	29件	12件		
医療扶助	346件	251件	184件		
介護扶助	178件	20件	8件		
経理	286件	0件	0件		
返還金・債権管理	348件	0件	0件		
統計	34件	0件	0件		
共通機能・その他	333件	1件	4件		
小計	2,525件	544件	447件		316件
合計					3,832件

全国意見照会の結果概要 (2/2)

5. 意見の種類別内訳

内訳は以下のとおり。集計においては団体からの回答結果をベースとし、明らかに意見の種類を選択が間違っているものは一部修正し、対応方針の整理が完了した時点で集計。

● 機能・帳票要件

意見の種類	件数
1:機能要件追加	927件
2:機能要件削除	21件
3:機能要件修正	365件
4:管理項目のみ追加	219件
5:管理項目のみ削除	13件
6:管理項目のみ修正	49件
7:帳票要件追加	142件
8:帳票要件削除	2件
9:帳票要件修正	18件
10:実装類型のみ変更	667件
11:その他	102件
小計	2,525件

● 帳票詳細要件

意見の種類	件数
1:印字項目追加	254件
2:印字項目削除	77件
3:印字項目名の変更	41件
4:[印字編集条件など]の変更	63件
5:類型変更	38件
6:その他	71件
小計	544件

～補足～

「10.実装類型のみ変更」の意見については、件数も多いため、次ページ以降に示す対応方針に沿って対応しており、次年度以降の検討会で示す、意見を反映した標準仕様書案でご確認いただくことを予定。

● 帳票レイアウト

意見の種類	件数
1:項目・文言追加 (余白箇所への追加)	129件
2:項目・文言追加 (余白以外の追加)	92件
3:項目・文言削除	52件
4:項目名・文言変更	60件
5:項目・文言の配置変更 (余白箇所の変更)	22件
6:項目・文言の配置変更 (余白以外の変更)	24件
7:教示文の追記	9件
8:教示文の削除	3件
9:教示文の変更	2件
10:その他	54件
小計	447件

全国意見照会結果の対応方針①

各団体よりいただいた意見は、検討会に向けた事前意見照会時と基本的には同様の方針に沿って対応した。

意見カテゴリ	対応方針
全般	<ul style="list-style-type: none"> ■ 可能な限り意見として承っているが、<u>一部の意見に関しては、意見内容が不明瞭・曖昧等の理由により意見対象外と整理した。</u> ■ <u>基本的には検討会で議論済みの意見については、検討会で示した整理に沿って対応した。</u>
業務フロー	<ul style="list-style-type: none"> ■ 業務運用をイメージできるものとして定義しているため、<u>標準仕様書上は参考扱いとしているが、機能要件等に対する意見を反映する中で修正が必要と判断した場合や事務運用上誤解を招く表現等あれば適宜修正する整理とした。</u>
共通	<ul style="list-style-type: none"> ■ 追加意見をいただいたもののうち、<u>既に要件として反映されていると判断できるものは、対応なしと整理した。</u> ■ <u>追加意見（現状実装されているという理由による追加意見（例：管理項目の追加、機能要件の追加等））があった場合は、各団体の業務継続性や現状のパッケージベンダーの実装を勘案して整理した。基本的にはオプション機能として整理し、複数団体から同様の意見があり、円滑適正な事務を遂行する観点から最低限必要と考えられるものについては、必須機能として整理した。</u> ■ <u>追加意見のあった帳票（新規システム化帳票意見も含む）については、定義している他の帳票で代用できないかの比較検討等、レイアウト提供や属性等詳細な情報を得ながら追加可否について慎重に検討する必要があるため、今後のバージョンアップの中で整理していく方針とした。なお、帳票追加の要望があったものの、該当帳票の提供がなかった場合、事務連絡でも入念に説明をしているため提供の催促は行わず対応無しと整理した。</u> ■ 意見照会時に事務局が示している要件種別について、<u>オプションから必須に変更の意見があった場合、制度と照らし合わせながら、どの自治体においても必要と判断できるものは必須に変更し、そのほかはオプションと整理した。</u>
機能要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 機能要件を取りまとめるにあたり、機能要件は要件定義レベルでの記載粒度で整理する方針のため、<u>詳細設計レベルで検討する内容の意見は、対応なしと整理した。</u> ■ また、標準仕様書1.0版は令和4年8月に公表予定であり、これに向けて今年度中に取りまとめが必要となることから、現状実装している要件を基に整理する方針とし、<u>現状実装されていない機能に対する意見（機能改善・新規機能の要望等）については一律申し送りとさせていただき、今後の標準仕様書のバージョンアップ検討の中で検討していく方針とした。また、特定の事務に紐づくものではないと判断される機能については、共通機能側で整理することとした。</u>

全国意見照会結果の対応方針②

各団体よりいただいた意見は、検討会に向けた事前意見照会時と基本的には同様の方針に沿って対応した。

意見カテゴリ	対応方針
共通 帳票要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>法令通知で示している帳票については「法令通知及び様式の作成経緯（29条調査における調査先機関との様式・項目の合意等）や趣旨を逸脱しない範囲におけるご意見は反映する整理とした。</u> ■ 法令通知で示されていない帳票についての意見対応は下記の整理とした。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>項目追加の意見があった場合、他帳票にて同一項目があり、要件種別が必須と定義されている場合は、平仄をあわせて必須として追加した。</u>その他の項目は各団体の業務継続性や現状のパッケージベンダーの実装を勘案して対応した。「担当員コード」等、管理手法の違いにより個別に項目追加の意見をいただいているものがあれば、<u>自治体の独自要件と判断されるため、原案のとおりとした。</u> ➢ <u>項目削除の意見があった場合、どの自治体においても不要と判断できるものは削除した。</u> ➢ <u>項目の要件種別について、オプションから必須に変更の意見があった場合、どの自治体においても必要と判断できるものは必須に変更した。</u>また、<u>必須からオプションに変更の意見があった場合も同様の対応とした。</u> ➢ <u>印字編集条件について、役職名（例：福祉事務所長名等）、支給タイミング等、自治体ごとに異なる定義が必要だというご意見があれば、すべてのケースに対応して記載することは困難であることから、印字編集条件の記載を削除（抽象化）または原案のとおりとした。</u> ■ <u>追加すべき帳票として受領した意見のうち、「XX一覧表」といった内部管理・確認用の各種一覧の帳票については、機能要件として「XX情報を一覧で確認できること。」とし、実装方法は問わない方針で整理した。</u>一覧画面での表示や一覧帳票・CSV等のデータでの出力等さまざま考えられるが、運用に応じた適切な方法により一覧形式での確認ができれば運用に大きな支障は発生しないと思われるため、また、他業務における整理も踏まえ、このように整理した。本来であれば詳細な抽出条件を示すのが望ましいと考えているが、自治体ごとに抽出したい条件が異なる場合があり、また、すべてのケースに対応するのは困難であることから、「XX情報を一覧で確認できること。」と整理した。 ■ 29条調査関連の帳票は、検討会で示した整理のとおり、調査先機関と調査項目における合意がないもの（保険・共済、年金担保、証券、借財・借金）については個別の帳票を設けず、「その他」の帳票を利用することで整理。 （法令・通知にて定めている調査可能な項目に該当しないものは「その他」の帳票を利用することで整理。）

全国意見照会結果の対応方針③

各団体よりいただいた意見は、検討会に向けた事前意見照会時と基本的には同様の方針に沿って対応した。

意見カテゴリ	対応方針
連携要件・データ要件・画面要件等	<ul style="list-style-type: none">■ <u>連携要件・データ要件・画面要件、操作性に関するご意見等は本検討会の対象外となるため、基本的には対応なしと整理とした。</u>

全国意見照会における主な意見と対応方針（生活保護申請・決定（変更等含む）1/2）

No.	事務名	意見			対応
		変更前	変更後	理由	内容
1	29条調査（金融機関調査）／29条調査（金融機関以外の関係機関調査）	（追加）	pipitLINQ等を利用した預貯金等のオンライン照会ができること。	事務処理の効率化、事務ミスの削減のため。	現状実装されていない機能に対するご意見（機能改善・新規機能の要望等）であるため申し送りとし、今後の標準仕様書の改版を行う中で検討していく。
2	保護開始の要否判定及び処分	＜業務フロー＞ 「要否判定資料の作成」→「要否判定所内会議」→「保護決定処理」→（省略）	＜業務フロー＞ 「保護の要否及び程度の決定」→「要否判定資料の作成」→「要否判定所内会議」→「保護決定処理」→（省略）	要否判定書等は、保護費の計算結果等を総合的に勘案して判断し、作成しているため。	「要否判定資料の作成」の前に「保護の要否及び程度の決定」の作業を追加する。また、「保護決定処理」に紐づけていた保護費計算に係る機能を、「保護の要否及び程度の決定」に紐づく機能と整理する。
3	保護開始の要否判定及び処分	ケース番号が空番とならないように、保護開始する世帯にのみケース番号の付番ができること。	（削除）	保護開始する世帯のみならず、保護申請した全ての世帯にケース番号を付番し、申請状況を管理しているため。	ケース番号の付番タイミングについては、自治体毎に運用が異なることから、以下のとおり修正する。 ・保護申請世帯または保護開始する世帯にケース番号が付番できること。
4	保護開始の要否判定及び処分／保護変更	介護保険料を代理納付する場合、収入充当を行わない、あるいは、収入充当順位を下げ代理納付を優先することができること。	（削除または要件種別をオプションに変更）	制度上の充当順位と異なるため。	第5回検討会の議論を踏まえ、原案のとおりとする。 （原則、制度上定めている充当順位で収入充当することとしているものの、自治体の判断で変更するケースも想定される）

全国意見照会における主な意見と対応方針（生活保護申請・決定（変更等含む）2/2）

No.	事務名	意見			対応
		変更前	変更後	理由	内容
5	保護開始の要否判定及び処分／保護変更	被保護者の世帯情報、個人情報及び収入情報を入力することにより、基準額、日割計算(期末一時扶助を除く)、加算の重複調整、基礎控除を考慮した保護費の計算ができること。	被保護者の世帯情報、個人情報及び収入情報を入力することにより、基準額、日割計算(期末一時扶助を除く)、加算の重複調整、基礎控除を考慮した保護費の計算ができること。また、計算後に手入力修正できること。	やむを得ない事情等により保護費の額を調整する場合があるため。	意見のとおり機能を修正する。また、手入力修正を行った場合、保護費の根拠を示すことが困難であるため、以下機能も併せて修正する。 (修正前) ・変更前、変更後における保護費の根拠を示せること (修正後) ・手入力修正を行う場合を除き、変更前、変更後における保護費の根拠を示せること
6	保護停止・廃止	<業務フロー> 「訪問調査等」→「弁明通知書の作成」→「弁明通知書の送付」→「廃止要否判定所内会議」→(省略)	<業務フロー> 「訪問調査等」→「廃止要否判定所内会議」→(省略)	保護停止・廃止の決定を行う際、全てのケースにおいて弁明通知書を作成・送付することとなっているが、実際は法第27条の規定による指導又は指示を行ったケースにのみ必要となるため。	弁明通知書の作成機能について、保護停止・廃止の際に必要なケースは限定的であり、また、保護変更の際も必要な機能である。加えて、27条指示書と同様にケース診断会議等を踏まえて作成されることが多いことから、「共通機能」の「ケース診断会議機能」の機能として整理する。
7	保護停止・廃止	(追加)	単身者が死亡による保護廃止となった場合、遺留金品の登録等を行える機能を追加してほしい。	法第76条に規定のとおり、死亡した受給者が残した金品は遺留金品扱いとなり、保護費に充当することができるため。	葬祭扶助について、遺留金品処理に関する情報を登録・修正・削除・照会できる機能を追加する。

全国意見照会における主な意見と対応方針（ケースワーク）

要件種別：必須、オプション

No.	事務名	意見			対応
		変更前	変更後	理由	内容
1	訪問管理	②訪問計画／実績データの集計が行えること。	電話連絡の電算登録数が、集計対象に入っているか不明なため必須としてほしい。	訪問状況は、指導監査の報告事項であり、集計により事務の効率化が図れるため。	「②訪問計画／実績データの集計が行えること。」では、訪問計画、実績登録の管理項目は集計対象としており、「電話連絡の日時」も管理項目のため集計対象になることから原案のとおりとする。
2	課税調査	①（省略） 突合した結果は各世帯のケース記録等へ自動・手動で登録・修正・削除・照会ができること。	①（省略） 突合した結果は各世帯のケース記録等へ自動・手動で登録・修正・削除・照会ができること。	課税調査の突合結果をケース記録に記載することは必須であるため、事務の効率化が図られる。	複数団体から同様の意見があり、円滑適正な事務を遂行する観点から最低限必要と考えられるため、必須に変更する。
3	就労・自立支援	すべてオプションとなっている。	必須に変更してほしい。	住民サービス向上等を目的として取り決めた事務であるため。	債権管理同様に地方自治体ごとの実装状況が著しく異なることから全体をオプションと整理することは議論済であること、全国意見照会の結果必須への変更意見は3団体のみで、方針を見直す必要があるとまでは言えないことから、原案のとおりとする。

全国意見照会における主な意見と対応方針（医療扶助）

No.	事務名	意見			対応
		変更前	変更後	理由	内容
1	医療券・調剤券の交付	(追加)	月の途中から他法が認定されている月は、単独券及び併用券の両方を出力することができること。	医療機関が診療報酬を請求する際に必ず求められるため、月の途中で他法が認定／変更される場合を考慮してほしい。	各団体の業務継続性や現状のパッケージベンダーの実装を勘案しオプションとして追加。
2	治療材料券の交付	(追加)	治療材料の取扱業者、治療材料の種類、単価、数量、傷病名、他法が管理できること。	治療材料の各項目を管理し、誤送付を回避するため。	複数団体から同様の意見があり、円滑適正な事務を遂行する観点から最低限必要と考えられるため、必須として追加。
3	病状調査及び指導	②実態調査を実施する対象者について医療機関への訪問予定を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 4項目	②実態調査を実施する対象者について医療機関への訪問予定、訪問結果を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 25項目	医師が多忙のため、主治医訪問に代えて医療扶助検討票という書類を郵送し、主治医に対し医学的知見を求め、他法他施策活用の検討、保護利用者の援助方針策定の一助としている。	帳票追加については、定義している他の帳票で代用できないかの比較検討等、レイアウト提供や属性等詳細な情報を得ながら追加可否について慎重に検討する必要があるため、今後の標準仕様書の改版を行う中で検討していく。 一方で以下の修正を行う。「訪問結果を登録・修正・削除・照会できること」→「調査結果を登録・修正・削除・照会できること」に記載を変更する。管理項目についてもオプションとして追加。
4	指定医療機関等の指定	(追加)	機関区分（医科・歯科・調剤・施術）を選択できること。	指定医療機関の登録情報として必要不可欠な項目であるため。	複数団体から同様の意見があり、円滑適正な事務を遂行する観点から最低限必要と考えられるため、必須として追加。
5	医療レセプト審査・支払	(追加)	医療レセプトの再審査結果の突合処理ができること。	レセプトの再審査結果の突合機能は、他団体でも必要な機能であると考ええる。	別途標準仕様を策定するレセプト管理システムの検討に合わせ、本件の対応を調整する。

全国意見照会における主な意見と対応方針（介護扶助）

要件種別：必須、オプション

No.	事務名	意見			対応
		変更前	変更後	理由	内容
1	介護券の交付（介護保険制度適用）	<ul style="list-style-type: none"> ・被保護者異動連絡票（国保連用） ・被保護者異動訂正連絡票（国保連用） ②「被保護者異動連絡票（国保連用）」、「被保護者異動訂正連絡票（国保連用）」は、国保連合会へデータ転送できるデータとして作成できること。 	（削除）	被保護者異動連絡票及び訂正連絡票の業務は、介護保険制度適用外のみの業務であるため、介護保険制度適用の業務として不要。	「どの自治体においても不要」と考えられるため削除。
2	介護券の交付（介護保険制度適用外）	（追加）	<ul style="list-style-type: none"> ③以下のチェックを行い、該当する場合は確認メッセージが表示されること。 ・被保護者が65歳に到達しているにも関わらず、Hで始まる被保険者番号が設定されている場合 	介護券作成時における誤認定防止のため。（根拠法令：生活保護法第15条の2及び介護保険法第7条第3項二）	【追加要望】複数団体から同様の意見があり、円滑適正な事務を遂行する観点から最低限必要と考えられるため、必須として追加。
3	介護レセプト審査・支払	①国保連から送られてきたデータの取込ができること。	①国保連から送られてきたデータの取込ができること。	実装すればシステムが肥大化する。また小規模の福祉事務所の事務では必須ではないと考えられる。	各団体の業務継続性や現状のパッケージベンダーの実装を勘案し、原案のとおりとする。

全国意見照会における主な意見と対応方針（経理）

要件種別：必須、オプション

No.	事務名	意見			対応
		変更前	変更後	理由	内容
1	定例支給 （追加支給を含む）	-	窓口払で押印済の窓口受領明細書を確認（バーコード）後に窓口受領明細書の金額を小切手に印字して発行できること。	窓口払で押印済の窓口受領明細書を確認（バーコード）後に窓口受領明細書の金額を小切手に印字して発行し現業員の金品取扱を禁止制御するため。	小切手については、自治体の独自運用であるため対象外とする。
2	戻入	（省略） 【管理項目】 ・納付書発行日 ・納付年月日 ・督促状発送日 （省略）	（省略） 【管理項目】 ・納付書発行日 ・納付年月日 ・督促状発送日 （省略）	業務上必須であるため。	戻入金登録機能の管理項目について、複数の自治体から必須化要望があり、どの自治体においても必要な機能と考えられるため、要件種別を必須に修正する。
3	経理状況報告	（省略） 【管理項目】 ・定例支給・随時支給で支出した金額 ・業者請求額 ・国庫負担額 （省略）	（省略） 【管理項目】 ・定例支給・随時支給で支出した金額 ・業者請求額 ・国庫負担額 （省略）	経理状況報告上必須であるため。	集計結果修正機能の管理項目について、複数の自治体から必須化要望があり、どの自治体においても必要な機能と考えられるため、要件種別を必須に修正する。

全国意見照会における主な意見と対応方針（返還金・債権管理）

No.	事務名	意見			対応
		変更前	変更後	理由	内容
1	返還金・債権登録	すべてオプションとなっている。	必須に変更してほしい。	返還金・債権管理事務は任意で実施する事務ではなく、世帯数の多い自治体ではシステム管理しなければ適正な債権管理が実施できない。オプション機能ではなく、標準化すべきものである。	返還金・債権管理機能は、地方自治体ごとの実装状況が著しく異なることから全体をオプションと整理することは議論済であること、全国意見照会の結果必須への変更意見は10団体のみで、方針を見直す必要があるとまでは言えないことから、原案のとおりとする。

全国意見照会における主な意見と対応方針（統計）

No.	事務名	意見			対応
		変更前	変更後	理由	内容
1	厚生労働省への報告	-	<p>①居住地のないもの等の保護状況について、自動集計処理が行われること。</p> <p>②居住地のないもの等の保護状況の帳票出力が行えること。</p> <p>③居住地のないもの等の保護状況について、数値の修正が行えること。</p>	「居住地のないもの等の保護状況」の自動集計及び帳票出力について、毎月の被保護者調査の処理、回答に必要な機能と考えられることから、必須機能として良いと考える。	被保護者調査では、「居住地のないもの」を集計していない。また、統計調査によって得られた調査票情報については、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第40条の規定により、法に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならないと規定されているため、原案のとおりとする。

全国意見照会における主な意見と対応方針（共通機能1/2）

No.	事務名	意見			対応
		変更前	変更後	理由	内容
1	他システム連携	(追加)	標準化対象20業務のうち子ども子育て等記載されていない連携を追加する。	他業務の標準仕様書に、生活保護情報を取り込む旨の記載があるため。	標準化対象20業務との連携に関する機能要件についてはデジタル庁が整理する連携要件を踏まえ改めて精査を行う。
2	他システム連携	(追加)	生活保護システムとの連携について、財務会計システムとも行うようにできること。（支出・収入関係）	最終的な支出や収入については、適切な予算執行を行うために市の会計システムを使うこととなっているため。	標準化対象20業務に含まれていないため、原案のとおりとする。 標準化対象業務以外のシステムとの連携はデジタル庁が示しているとおり標準対象外としてAPI連携等により実装いただくこととなる。
3	他システム連携	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ渡す副本登録情報を作成し連携できること。	(省略) ※ 外国人の生活保護法に準じた事務の対象者の副本データは作成しないよう制御できること。	外国人の生活保護法に準じた事務の対象者は情報提供対象外のため。	ご意見を踏まえ、下記要件を追加する。 ・外国人の生活保護法に準じた事務の対象となる副本データは作成しないこと。
4	マスタ・データ管理機能	(追加)	マスタ・データ管理にて定義されている情報を一覧で確認できること。	慣例運用のため。	マスタデータ管理にて個別に記載している一覧で確認する機能については、下記のとおり一元化した定義を追加し、その他個別に定義している一覧の記載は削除する。 ・マスタ・データ管理している情報は一覧で確認できること

全国意見照会における主な意見と対応方針（共通機能2/2）

No.	事務名	意見			対応
		変更前	変更後	理由	内容
5	マスタ・データ管理機能	(追加)	・利用者情報として、職員番号、氏名、所属福祉事務所、権限、ログイン用パスワードを登録できること。等	生活保護業務における権限設定の在り方として、生活保護システムの標準仕様書において個別に記載すべき内容。	権限については、別途本編に記載予定のため、共通機能要件の記載としては原案のとおりとする。
6	ケース診断会議機能	(追加)	【管理項目】 ・診断会議の表題（例：「法第63条」、「法第78条」、「法第27条指導指示」等）	過去に行われた診断会議について、容易に検索できるようにするため。	ご意見を踏まえ、管理項目に下記を追加する。 ・種別（新規、法第63条、法第78条、法第27条指導指示、汎用）
7	ケース管理・記録機能	(追加)	【管理項目】 ・受理年月日 ・書類種別（収入申告書、医療移送費支給申請書等） 等	都道府県による生活保護法施行事務監査においても、書類の受理管理簿を整備する必要があるとの指導もあるため。	現状実装されていない機能に対するご意見（機能改善・新規機能の要望等）については一律申し送りとし、今後の標準仕様書の改版を行う中で検討していく。
8	決裁機能	すべてオプションとなっている。	必須に変更してほしい。	現在使用している生活保護システム内に当該機能を有しているため。	債権管理同様に地方自治体ごとの実装状況が著しく異なることから全体をオプションと整理していること、全国意見照会の結果必須への変更意見は5団体のみで、方針を見直す必要があるとまでは言えないことから、原案のとおりとする。

全国意見照会における主な意見と対応方針（帳票詳細要件1/2）

No.	帳票名	意見			対応
		変更前	変更後	理由	内容
1	帳票全般	(項目追加)	文書番号	「QRコード・バーコード」のみを定義した場合、「QRコード・バーコード」に対応していない団体は発行履歴を容易に検索できなくなるため。	必須・オプションの要望はなかったが、QRコード・バーコードを使用できない団体がいる可能性を踏まえ、各団体の業務継続性や現状のパッケージベンダーの実装を勘案し、「文書番号」を必須として追加する。
2	帳票全般	DV	DV・虐待	帳票要件等では虐待事案もひっくるめてDVと記載がありますが、国の男女共同参画分野における用語としては、DVは配偶者等との間の暴力のみを指すように用いられているため。	DV情報は住民記録システムから連携されるが、住民記録システムで保持しているDV情報はDV、虐待だけではなく、ストーカー行為等も含めて定義されていることから、住民記録システム標準仕様書における記載を踏まえ「DV等支援対象者」に修正する。
3	保護決定通知書	(項目追加)	収入充当額	「最低生活費」と「収入充当額」の差額が「決定した額」であると示すことで、被保護者にとって分かりやすい通知となるだけでなく、ケースワーカーの負担軽減にもつながるため。	各団体の業務継続性や現状のパッケージベンダーの実装を勘案し、ご意見のとおり「収入充当額」を必須として追加する。
4	保護廃止（停止）通知書	停止廃止戻入対象年月 停止廃止戻入額	(項目削除)	戻入は行政処分ではなく、教示文が記載されている決定通知書に戻入に係る記載をすることは誤りであるため。	「法令通知及び様式の作成経緯や趣旨」から検討し、ご意見のとおり「停止廃止戻入対象年月」及び「停止廃止戻入額」を削除する。

全国意見照会における主な意見と対応方針（帳票詳細要件2/2）

No.	帳票名	意見			対応
		変更前	変更後	理由	内容
5	医療要否意見書	(文言追加)	留意事項に事務連絡「医療要否意見書の記載における留意事項について」(令和2年3月30日)の内容を追加していただきたい。	左記事務連絡に記入上の注意事項が示されているため。	「法令通知及び様式の作成経緯や趣旨」を逸脱していないため、各団体の業務継続性や現状のパッケージベンダーの実装を勘案し、ご意見のとおり事務連絡の内容を追加する。

全国意見照会における主な意見と対応方針（帳票レイアウト）

No.	帳票名	意見			対応
		変更前	変更後	理由	内容
1	保護申請書	(項目・文言追加)	帳票タイトルを切り替えられるようにしていただきたい。また、それに合わせて、国籍欄を追加していただきたい。	外国人については、生活保護法による保護ではなく、局長通知による保護に該当し、当該帳票の表題は「生活保護法による」の表記は適当ではないため。	局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」は標準化の対象となるものの、保護申請書については、基本的にシステム印字ではなく自署を想定しており、法に準じた保護の申請書についてはさらに使用頻度が低いことから、原案のとおりとする。 なお、帳票のタイトルを変更する、国籍欄を設ける等の改変を加える場合は、標準仕様書に記載されている帳票以外の帳票となり、システムでの作成は不可となるため、標準システム外で対応していただくこととなる。
2	保護変更申請書 (傷病届) 様式第17号	以下の文言を削除いただきたい。 「(注意) 2「訪問看護」の部分は不要なものを一で消してください。」	(文言削除)	帳票の内容と照らし合わせると、不要な文言であると考えられるため。	以前使用していた様式に合わせて記載していた注意書きであり、現在の様式においては不要であるため、ご意見のとおり削除する。

全国意見照会における主な意見と対応方針（その他）

No.	意見内容	対応内容
1	独自事業、中国残留邦人や行旅病人や行旅死病人の管理をオプションで追加いただきたい。	今回の標準仕様書案策定においては、生活保護法に基づく（制度・通知等も含む）事務を対象としているため、原案のとおりとする。なお、標準準拠アプリをカスタマイズしないよう、標準準拠アプリとは別に、標準準拠アプリとは疎結合した形で別に構築（アドオン）し、標準準拠アプリとAPI連携等により利用いただくことは可能である。
2	「実装オプションについては、一部のベンダしか実装していない場合は、調達（契約）できるベンダも限られることに留意。」とあるが、オプションを実装していないベンダは「入札への参加資格がない」となるのか。それとも「カスタマイズで対応する提案」をする場合は、「生活保護システムの標準仕様準拠している」とみなされるのか。	どのような調達・契約の形態になるかは関係機関で検討中であり未定であるが、当該記載においては、オプション機能が実装されていない場合も生活保護システムの標準仕様書に準拠しているとみなされる一方で、自治体の調達仕様にあるオプション機能が実装されていない場合には自治体の調達における仕様を満たしていないことになるということを意図している。
3	実装オプション機能に対応している事業者はどの程度あるのか。使う場合と使わない場合でどのように事務が変わるのか等、実装オプションを選択するための情報も併せて提供されるのか。	今後、検討すべき分野であると認識しているため、関係機関と調整の上、論点とし継続的に検討していく。 なお、「使う場合と使わない場合でどのように事務が変わるのか」に関しては、「表 1 - 3 標準化範囲内の機能・帳票 要件における類型の取扱い」及び「表 3 - 6 帳票詳細要件における類型の取扱い」に示しているとおりである。
4	辞退する場合には、辞退の意思確認をすることは前提であるが、ある程度のフォーマットが整理されてしかるべきではないか。（辞退する旨について全文を直筆にて記載することで、意思表示の確認を現在行っているが、CWの時間等も考慮する必要があるのではないか。）	辞退届を様式化することは認めていないため、原案のとおりとする。
5	基幹業務システム入替時の費用に関して、補助率10/10の補助金支給を求める。	国の補助については、総務省にて補助金を検討中である。
6	他法情報の管理に関する機能が複数の事務に記載されているが、特定の事務のみで使用される機能ではないと考えられるため、共通機能として整理すべきではないか。	他法情報の管理を行う事務と、他法情報の管理に係る機能（個々の事務に対応した機能）とを紐付けて記載する必要があるため、原案のとおりとする。なお、実装方法についてはベンダーの創意工夫の範疇であり、個々の機能に限定せず共通的に他法情報を活用できるよう実装することも妨げていない。

1. これまでの検討会の振り返り
2. 継続検討事項について
3. 全国意見照会結果について
 - 結果概要
 - 主な意見と対応方針
4. **次年度以降の検討課題について**
5. 次年度以降のの検討スケジュールについて

次年度以降の検討課題（1/2）

現状把握している次年度以降の残課題は以下のとおり。

#	課題カテゴリ	残課題	発生契機	対応の方向性	対応目安
1	全般	■ レセプト管理システムの標準仕様書の検討	—	■ 今年度は別事業の調査研究の中で検討しており、次年度以降検討会で議論予定	1.0版
2		■ 医療扶助のオンライン資格確認の導入(令和5年度中)を踏まえた対応	デジタル・ガバメント 実行計画	■ 次年度以降、別事業の調査研究結果を踏まえて対応予定	別事業の調査研究の進捗を踏まえ要検討
3		■ 全国意見照会、第6回検討会を踏まえた標準仕様書の修正	全国意見照会・ 第6回検討会	■ 次年度以降、検討会の議論を踏まえた修正を実施予定	1.0版
4		■ 介護・障害の仕様書（1.1版）の記載を踏まえた対応	介護・障害仕様書 （1.1版）	■ 操作権限管理、アクセスログ管理、一括処理時の自動化について、仕様書本編に追加予定	1.0版
5	デジタル庁 方針を 踏まえた 対応	■ マイナポータルぴったりサービスとの接続（オンライン申請）を踏まえた対応	デジタル社会の実 現に向けた 重点計画	■ 制度的な観点から踏まえて検討中	制度面の検討結果を踏まえて要検討
6		■ 転出証明書情報等の活用（引越しワンストップ）を踏まえた対応		■ 生保事務とは関係ないため、対応不要	対応済
7		■ DV等支援対象者に係る抑止情報の利用を踏まえた対応		■ 機能要件に反映済 （該当事務：扶養能力調査）	対応済
8		■ 公的給付支給等口座の登録情報の活用		■ 次年度以降、公的給付支給等口座の登録情報を活用した公的給付等の支給の実施に向け、業務フロー等を修正予定	1.0版

次年度以降の検討課題（2/2）

現状把握している次年度以降の残課題は以下のとおり。

#	課題カテゴリ	残課題	発生契機	対応の方向性	対応目安
9	業務フロー	<ul style="list-style-type: none"> 指定医療機関等の指定について令和5年度より届出窓口が厚生局に統一されることを踏まえた対応 	—	<ul style="list-style-type: none"> 次年度以降、事務の流れが確定次第、業務フローを修正し、1.0版に反映予定 	1.0版
10	機能要件	<ul style="list-style-type: none"> 現状実装されていない機能に対する意見（機能改善・新規機能の要望等）への対応 	事前意見照会・全国意見照会	<ul style="list-style-type: none"> 次年度以降、バージョンアップの中で追加検討することを予定 	次年度以降の改訂時
11		<ul style="list-style-type: none"> 外国籍の場合の教示文の切り替え対応 	事前意見照会	<ul style="list-style-type: none"> 印字編集条件を精緻化し、1.0版に反映予定 	1.0版
12	帳票詳細要件・レイアウト	<ul style="list-style-type: none"> 帳票の追加要望（新規システム化帳票意見も含む）への対応 	全国意見照会	<ul style="list-style-type: none"> 提出いただいたレイアウトを基に追加可否を判断し、次年度以降、バージョンアップの中で追加することを検討 	次年度以降の改訂時
13		<ul style="list-style-type: none"> 帳票詳細要件・レイアウト未定義の帳票への対応 	事前意見照会・全国意見照会	<ul style="list-style-type: none"> 次年度以降、他業務での検討状況を踏まえて検討予定 	次年度以降の改訂時
14	データ要件（デジタル庁）	<ul style="list-style-type: none"> 機能要件や帳票要件を踏まえ、中間標準レイアウト仕様を拡充して、管理するデータの項目、属性等について整理 	—	<ul style="list-style-type: none"> 次年度1.0版に向けて、デジタル庁での検討結果、全国意見照会結果を踏まえ、必要に応じて機能要件、帳票要件を見直し予定 	1.0版
15	連携要件（デジタル庁）	<ul style="list-style-type: none"> 機能要件や帳票要件を踏まえ、地域情報プラットフォーム標準仕様を拡充して、他から受け取る又は吐き出すデータの項目、属性等について整理 	—	<ul style="list-style-type: none"> 標準化対象の事務については、デジタル庁から提示される機能ID、帳票IDの体系に沿って付与する予定 	

1. これまでの検討会の振り返り
2. 継続検討事項について
3. 全国意見照会結果について
 - 結果概要
 - 主な意見と対応方針
4. 次年度以降の検討課題について
5. **次年度以降の検討スケジュールについて**

全体スケジュール概要

次年度以降も継続的に議論を行い、令和4年度8月に標準仕様を決定する予定。

厚生労働省が進める8業務分野のシステム標準化の取組（概要）

- デジタル社会の実現に向けた重点計画において、地方公共団体は、令和7年度末までにガバメントクラウド上に構築される標準準拠システムに切り替えを完了することを目標。
- 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が本年9月1日から施行され、**各自治体を利用する情報システムは、標準化法に基づき標準化基準に適合するものでなければならない**。なお、この標準化基準は、標準仕様書を基に、基準省令において定められることが想定。
- 厚生労働省は、自治体の予算編成に資するよう、デジタル庁・総務省と連携して、**令和4年度までに、第1Gの障害者福祉・介護保険においては標準仕様書2.0版**を、第2Gの児童扶養手当、生活保護、国民年金、健康管理、国保、後期については標準仕様書1.0版を策定・公表することを目標に検討。



※ 標準仕様書は継続的に改版することが見込まれるが、その内容や規模、スケジュール等については、制度改正なども考慮しつつ進める。

次年度以降の検討スケジュールについて

次年度以降のスケジュールは下記のとおり予定。

	2021年度			2022年度					
	9月	…	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月以降
マイルストーン			第6回検討会▼ (本日)				標準仕様書(第1.0版) ▼ の公表		標準仕様書(改訂版) ▼ の公表 ※時期未定
共通				有識者検討会の開催 (第1.0版の公表に向けた検討)					有識者検討会の開催 (改訂版の公表に向けた検討)
生活保護システム	有識者検討会の開催 (標準仕様書案の作成に向けた検討)			継続検討課題の検討①・全国意見照会 (P47、48の検討課題のうち、No.3、4、8、9、11、14、15を検討予定)					継続検討課題の検討② (P47、48の検討課題のうち、 No.2、5、10、12、13 を検討予定)
	標準仕様案の検討・作成・ 全国意見照会								
レセプト管理システム			標準仕様案 作成に向けた 論点整理	たたき台の作成・全国意見照会 (P47~48の検討課題のNo.1)					